

Alert | Export Controls & Economic Sanctions



2026 年 6 月

AI 企業 Anthropic、米国輸出管理指令を受けて Claude Fable 5 および Claude Mythos 5 へのアクセスを停止

要点ガイド

- 2026 年 6 月 12 日、Anthropic は、外国籍(非米国籍)者によるアクセスを停止するよう求める米国政府の輸出管理指令を受け、Claude Fable 5 および Claude Mythos 5 へのすべての顧客のアクセスを無効化したと発表しました。
- これは、フロンティア AI モデルへの外国籍（非米国籍）者によるアクセスを制限するために米国が輸出規制を活用するという、新たな段階を示すものであり、AI ツールの開発・展開に広範な影響を及ぼします。
- AI 開発者およびその顧客企業にとって、この動向は、AI ユーザーの国籍を確認するための社内統制の必要性、AI モデルの統合範囲や企業向けツールの現状、ならびにコンプライアンスと事業継続性を管理するために現時点で講じるべき対応について評価を求めるものです。

2026 年 6 月 12 日、Anthropic は、米国内外を問わず外国籍者（Anthropic 自身の外国籍（非米国籍）従業員を含む）による Claude Fable 5 および Claude Mythos 5 へのアクセスを停止するよう米国

政府から指示を受けたと**発表しました**。これを受けて Anthropic は、すべての顧客についてこれらのモデルへのアクセスを無効化しました。なお、Claude Opus 4.8 を含む他のモデルは引き続き利用可能であるとしています。

背景

Anthropic は 6 月 12 日の公開資料において、米国政府の懸念は、ソフトウェアの脆弱性の特定など特定のサイバーセキュリティ関連タスクへの Fable 5 の使用を制限するために設けられた安全策（セーフガード）を迂回する手法（いわゆるジェイルブレイク（jailbreaking））の存在に関するものであると説明しました。Anthropic はこの問題を限定的なものと捉えており、政府の立場を裏付ける詳細な書面による根拠は受け取っていないとも述べています。また、米国政府高官も、商務省が外国籍（非米国籍）者向けモデルへのアクセスを停止する輸出規制指令を発出したことを**確認しています**。

これは、特定のフロンティア AI モデルを国家安全保障上の観点から規制するために、米国が輸出規制権限を行使した初めての事例です。また、この輸出規制が米国外だけでなく、米国内の外国籍（非米国籍）者にも適用される点にも留意が必要です。特に、最新の AI モデルを自動的に採用するような形で AI ツールを業務、ソフトウェア開発、または顧客向けシステムに組み込んでいる企業にとっては、重大な影響が生じる可能性があります。

フロンティア AI モデルへのアクセス規制は、AI を導入する企業に新たな課題をもたらします。技術的な課題の核心は、コンプライアンス要件が AI プラットフォームへの直接的なログインに限られないという点にあります。内部ツール、自律型エージェント、あるいはプロンプト、コードおよびその他のデータを輸出規制対象の AI モデルに送信するあらゆるシステムにおいて、当該モデルへのアクセスが組み込まれている場合、企業は、API コール経由での当該サービスの提供（輸出）を防止するためのコンプライアンス統制の実装を求められる場合もあります。外国籍（非米国籍）の従業員、委託業者または関連会社がそれらのモデルを直接・間接に使用できる場合や、社内システムが自動的にそれらのモデルにリクエストを送信する場合は、みなし輸出（deemed export）に該当する可能性があります。こうした問題は、Fable 5 へのアクセスが復旧した場合のみならず、今後、国家安全保障上の懸念があると判断される他のフロンティアモデルを採用する際にも、重大なコンプライアンス上の義務を生じさせる可能性があります。

主要なポイント

指令の影響は外国籍（非米国籍）者によるアクセスに限定されない Anthropic は、国籍に基づくアクセス区分を試みるのではなく、すべての顧客に対して Fable 5 および Mythos 5 を無効化しました。すでに Fable 5 を統合済みの企業は、自社の米国籍スタッフのみではアクセス上の問題が生じない場合であっても、サービスが中断される可能性があります。

API レベルの統合も早急な見直しの対象 社内ツール、販売プラットフォーム、顧客対応ワークフロー、またはコード管理システムが Fable 5 または Mythos 5 を呼び出す Anthropic の API を使用している場合、企業はそれらの統合を特定し、適法なアクセスが確認されるまで、無効化、経路変更、またはその他の是正措置を検討すべきです。

影響は「Mythos」エンドポイントのみに限定されない Anthropic は、Fable 5 は安全策を備えた形で広く利用可能にした Mythos クラスのモデルであり、Mythos 5 は、一部の安全策が解除された同一の基盤モデルであると説明しています。なお、Fable 5 が一般ユーザーに公開されていた一方、Mythos 5 は配布が限定された特別リリースであったため、この指令の影響を受ける度合いは企業がどのモデルやリリース区分にアクセスしていたかによって異なります。そのため、企業は本番環境ま

たはテスト環境が引き続き Fable 5、Mythos 5、または関連するエンドポイント識別子を参照していないことを確認するために、モデル名、エイリアス、ルーティングロジック、フォールバック動作およびプロバイダーの関連資料を精査することが推奨されます。

外国籍（非米国籍）ユーザーを含む企業はアクセス制御の見直しが必要 企業は、Fable 5 または Mythos 5 へのアクセスを有していたユーザー、事業部門、および管轄区域を把握・整理し、米国内外の外国籍（非米国籍）者がこれらのモデルに直接・間接にアクセスできたかどうかを確認すべきです。また、マネージドサービスやセカンダリプラットフォームを通じて、引き続きこれらのモデルにリクエストを経路転送しているプロバイダーがないかを確認することも検討すべきです。

別モデルへの切り替えによってコンプライアンスレビューが不要になるわけではない Anthropic は、Claude Opus 4.8 を含む他のモデルが引き続き利用可能であると説明しています。ただし、リクエストを経路変更する前に、代替モデルへの切り替えにあたって、社内ポリシー、顧客に対する契約上のコミットメント、データ取り扱い制限、検証手続き、および業種固有の規制要件に基づく追加のレビューが必要かどうかを評価すべきです。

実務上の対応事項

国際的な業務で Anthropic のモデルを使用している企業は、迅速な対応を検討すべきです。ただし、使用しているモデルを問わず、将来的に他のモデルが輸出規制の対象となった場合に備え、あらゆるフロンティアモデルに関するコンプライアンス統制の再評価を行う必要があります。具体的な検討事項は以下のとおりです。

- フロンティアモデルを呼び出す可能性のある直接・間接のすべての統合を特定すること
- 外国籍（非米国籍）の従業員、委託業者、関連会社の、企業アプリケーション、コーディング環境、または自動化されたワークフローを通じたアクセス状況を確認すること
- 輸出規制対象のモデルまたはエンドポイントとの統合を無効化または経路変更すること
- アクセスを停止した時期と、代替モデルが導入された場合はその内容を示す内部記録を保全すること
- プロバイダーとの契約を精査し、企業側が停止措置を講じない限り、停止対象モデルへのリクエストが引き続き経路転送される可能性がないかを確認すること

短期的な対応として、外国籍（非米国籍）の従業員が使用する販売プラットフォーム、コーディング環境、またはコード管理ツールに Fable 5 または Mythos 5 を呼び出す API レベルの統合が含まれている場合は、指令の範囲が明確になるまで、当該アクセスを遮断または経路変更できる体制が整っているかを確認することが推奨されます。

執筆者

- **Kara M. Bombach** | +1 202.533.2334 | Kara.Bombach@gtlaw.com
- **Kieran Dwyer** | +1 612.600.0402 | Kieran.Dwyer@gtlaw.com
- **Joel E. Roberson** | +1 202.331.3134 | Joel.Roberson@gtlaw.com

- **Sonali Dohale** | +1 202.533.2381 | dohales@gtlaw.com
- **Miranda R. Carnes** | +1 202.530.8549 | Miranda.Carnes@gtlaw.com

Additional Contacts

- **末富純子** | +81 (0) 3.4510.2200 | Junko.Suetomi@gtlaw.com
- **大倉準哉** | +81 (0) 3.4510.2200 | Junya.Okura@gtlaw.com

Abu Dhabi[†], Albany, Amsterdam, Aspen, Atlanta, Austin, Berlin[~], Boston, Charlotte, Chicago, Dallas, Delaware, Denver, Dubai[†], Fort Lauderdale, Houston, Las Vegas, London^{*}, Long Island, Los Angeles, Mexico City⁺, Miami, Milan[»], Minneapolis, Munich[~],

New Jersey, New York, Northern Virginia, Orange County, Orlando, Philadelphia, Phoenix, Portland, Riyadh[«], Sacramento, Salt Lake City, San Diego, San Francisco, São Paulo[»], Seoul[∞], Shanghai, Silicon Valley, Singapore^ˆ, Tallahassee, Tampa, Tel Aviv[^], Tokyo[»], Warsaw[~], Washington, D.C. West Palm Beach, Westchester County.

*This Greenberg Traurig Alert is issued for informational purposes only and is not intended to be construed or used as general legal advice nor as a solicitation of any type. Please contact the author(s) or your Greenberg Traurig contact if you have questions regarding the currency of this information. The hiring of a lawyer is an important decision. Before you decide, ask for written information about the lawyer's legal qualifications and experience. Greenberg Traurig is a service mark and trade name of Greenberg Traurig, LLP and Greenberg Traurig, P.A. †Greenberg Traurig's Abu Dhabi office is a branch of Greenberg Traurig, P.A., which is registered with the Abu Dhabi Global Market Registration Authority (Registration No. 29906) and licensed to carry out legal services and regulated as a DNFBP by the ADGM Financial Services Regulatory Authority. ~Greenberg Traurig's Berlin and Munich offices are operated by Greenberg Traurig Germany, LLP, an affiliate of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. ‹Greenberg Traurig's Dubai office is operated by Greenberg Traurig Limited, a company registered in the Dubai International Financial Centre (Registration No. CL7238), regulated as a DNFBP by the Dubai Financial Services Authority and licensed by The Government of Dubai Legal Affairs Department. *Operates as a separate UK registered legal entity. +Greenberg Traurig's Mexico City office is operated by Greenberg Traurig, S.C., an affiliate of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. »Greenberg Traurig's Milan office is operated by Greenberg Traurig Studio Legal Associato, an affiliate of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. «Greenberg Traurig operates in the Kingdom of Saudi Arabia through Greenberg Traurig Khalid Al-Thebity Law Firm, a professional limited liability company, licensed to practice law by the Ministry of Justice. ›Greenberg Traurig's São Paulo office is operated by Greenberg Traurig Brazil Consultores em Direito Estrangeiro – Direito Estadunidense, incorporated in Brazil as a foreign legal consulting firm. Attorneys in the São Paulo office do not practice Brazilian law. ∞Operates as Greenberg Traurig LLP Foreign Legal Consultant Office. ˆGreenberg Traurig's Singapore office is operated by Greenberg Traurig Singapore LLP which is licensed as a foreign law practice in Singapore. ^Greenberg Traurig's Tel Aviv office is a branch of Greenberg Traurig, P.A., Florida, USA. »Greenberg Traurig's Tokyo Office is operated by GT Tokyo Horitsu Jimusho and Greenberg Traurig Gaikokuhojijimubengoshi Jimusho, affiliates of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. ~Greenberg Traurig's Warsaw office is operated by GREENBERG TRAURIG Nowakowska Zimoch Wysokiński sp.k., an affiliate of Greenberg Traurig, P.A. and Greenberg Traurig, LLP. Certain partners in GREENBERG TRAURIG Nowakowska-Zimoch Wysokiński sp.k. are also shareholders in Greenberg Traurig, P.A. Images in this advertisement do not depict Greenberg Traurig attorneys, clients, staff or facilities. No aspect of this advertisement has been approved by the Supreme Court of New Jersey. ©2026 Greenberg Traurig, LLP. All rights reserved..*